新型コロナウイルス感染症への感染等による介護保険料の減免終了について

令和４年度まで実施していた新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免については、同感染症が５類感染症に位置付ける方針が示されたことを踏まえ、**令和５年度は実施されません。**

ただし、**令和４年度末に資格を取得したことにより、令和５年４月以降の期間に普通徴収の納期限が到来する方のみ**、減免申請の受付を行います。下記の①又は②の減免対象者に該当する方は、問い合わせ先までご連絡ください。

記

〇減免対象者：令和４年度末に資格を取得したことにより、令和５年４月以降の期間に普通徴収の納期限が到来し、かつ次の条件のどちらかを満たすもの

① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者

②新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のｉ及びⅱに該当する第一号被保険者

ｉ）その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の１０分の３以上であること。

ⅱ）その属する世帯の主たる生計維持者の合計所得金額が減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が４００万円以下であること。

〇減免申請期間：令和５年４月１日～令和６年３月３１日

※　介護保険料の減免については、揃えていただく書類等の説明がありますので、まずはお電話か窓口にてご説明をお聞きください。

問い合わせ先
ちゃーがんじゅう課　保険料グループ
電話：０９８－８６２－９０１０